

22 間 接 国 税 犯 則 事 件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒 税					
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い の も の	計
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者				
要件 処理数	件	件	件	件	件	件
前年度からの繰越処理未済						
検 挙	外 1	1	-	外 1	1	外 1
通 告 処 分	外 1	1	-	外 1	1	外 1
処 理 済 件 数						
収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	千円 11,149	千円 -	千円 -	千円 11,149	千円 -	千円 11,149
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外 4,400	-	-	外 4,400	-	外 4,400
	550	-	-	550	-	550

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び罰規定を適用した犯則事件について、主たるもの以外の者及び行為者を示す。

(続)

区 分	揮 発 油 税			合 計
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	
要件 処理数	件	件	件	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	外 1
通 告 処 分	-	-	-	外 1
処 理 済 件 数				
収 税 官 吏	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
不 問 処 分	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	千円 -	千円 -	千円 -	千円 11,149
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	外 4,400
	-	-	-	550

調査対象等： 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明： 1 「通告処分」とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 「通知処分」とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。